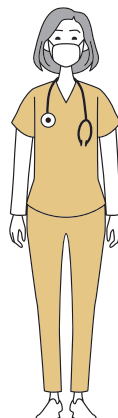
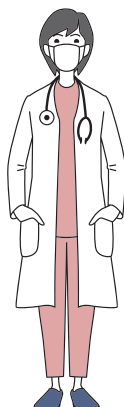


プライベートを含め
24時間の感染症罹患を補償します。
メディカル感染症ほけん

年間
保険料

1,030円



インターネットから
お申込みできます！



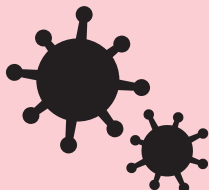
左のQRコードから
お申込みください。
パソコンからのお申込みは
P3でご確認ください。

入院・通院はもちろん
自宅待機期間も補償！

インフルエンザ・ノロウイルス・疥癬等
もお支払い対象です

補償概要

インフルエンザを含む
100種類以上の
感染症が対象！



勤務中だけでなく
プライベート中も含む
24時間補償



被保険者（補償を受ける方）が国内で、責任開始日以降かつ保険期間中に対象となる感染症を発症し、その直接の結果として、発症日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に死亡保険金を、入院、通院・自宅待機をした場合に見舞金をお支払いいたします。

年間保険料 1,030円

被補償者（補償を受ける方）

医療・福祉関連業務に従事する方（医療・福祉施設に勤務する事務職員、その他の役職員を含みます）

保険金額・見舞金額

死亡保険金

60万円

入院見舞金

日数	見舞金額
入院日数 31日以上	5万円
入院日数 15日～30日	2万円
入院日数 8日～14日	1万円
入院日数 1日～7日	7千円

通院・自宅待機見舞金

日数	見舞金額
通院・待機日数 30日以上	5万円
通院・待機日数 16日～29日	2万円
通院・待機日数 11日～15日	1万円
通院・待機日数 1日～10日	7千円

※「新型コロナウイルス感染症」（名称が変更となった場合は変更後の名称）の通院・自宅待機見舞金は不担保とします。

【注意事項】

- ※入院見舞金および通院・自宅待機見舞金を合算して、保険期間中の支払限度額は80万円です。
- ※初年度契約に限り、契約日からその日を含めて10日の間に発病した場合は、補償対象となりません。
- ※発病日は、医師が感染症と診断するために行った検査の日と医師により感染症の治療が開始された日のいずれか早い日とし、発病日以降の入院、通院・自宅待機期間が補償対象となります。
- ※同日に通院と自宅待機が発生した場合は、その日を自宅待機日とみなし、通院日数には数えません。

- ※同一の感染症については、保険期間中1回のみ対象となります。
- ※同時に2種類の感染症を発病した場合、見舞金の支払は重複しては行いません。
- ※感染症に罹患したことによる新たな疾病については、対象となりません。
- ※治療が2つ以上の保険期間に渡る場合は、発病日が属する保険期間での一回の罹患とみなします。
- ※保険金をお支払いできない場合については、重要事項説明書をご確認ください。

保険金・見舞金請求に必要な書類

所定の「保険金請求書」の他に、以下の書類が必要です。

■死亡保険金の場合

死亡保険金	●死亡診断書または死体検案書 ●被保険者の住民票 ●保険金受取人の戸籍謄本 ●保険証券
-------	---

■通院・自宅待機見舞金、入院見舞金の場合

通院・自宅待機見舞金	●感染症名が分かる書類（コピー可） 医師の診断書、薬の明細書（薬名から感染症名が特定できる場合）等のうち一点 ※通院日数＋自宅待機日数が11日以上の場合は、日数を証明する書類（自宅待機期間が記載された医師の診断書、通院日数分の診療明細書及び領収書等）も必要です。
入院見舞金	●感染症名、入院日数を証明できる書類（コピー可） 感染症名と入院日数がわかる医師の診断書、退院証明書等のうち一点

お支払い例

家族の一人が**インフルエンザ**を発症し、後日自分も発熱。インフルエンザと診断された。



通院・待機日数 5日間
お見舞金 **7,000円**

PCR検査を受けたところ、翌日**新型コロナウイルス**と診断確定され入院を指示された。



通院(検査日) 1日間 補償対象外
入院 8日間 **10,000円**
お見舞金合計 **10,000円**

受け持ちの利用者さんが**流行性角結膜炎**に罹患。同じ症状が出たため、病院を受診し流行性角結膜炎と診断された。

通院・待機日数 6日間
お見舞金 **7,000円**

咳が止まらず病院を受診。
検査の結果、**結核**と診断された。

通院(検査日)31日間 **50,000円**
入院 38日間 **50,000円**
お見舞金合計 **100,000円**

●上記お支払い例は、引受保険会社が作成した想定事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

対象となる感染症名一覧

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、同施行令、同施行規則に定める「一類感染症」、「二類感染症」、「三類感染症」、「四類感染症」、「五類感染症」、「新型コロナウイルス等感染症」、「指定感染症」、「新感染症」及びその他保険会社が認める感染症(疥癬、成人T細胞白血病、ウイルス性心外膜炎、伝染性単核球症、溶連菌感染による合併症)とし、法令の改正により変更される場合は事故時点で当該法令に記載された感染症を対象とします。ただし「五類感染症」については、法令の改正に関わらず下表に記載された感染症に限り、詳しく保険約款等でご確認ください。

分類	感染症名
一類感染症	【法】エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	【法】急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限り)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型が新型コロナウイルス等感染症(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症を除く。))の病原体に異なるおそれが高いものの血清型として政令で定めるものであるものに限り。以下「特定鳥インフルエンザ」という。
三類感染症	【法】コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
四類感染症	【法】E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、ボツリヌス症、マラリア、野兔病【政令】ウエストナイル熱、エキノコックス症、エムボックス、オウム病、オムスク出血熱、回歸熱、キャサナル森林病、コクシジオイデス症、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFITウイルスであるものに限り。)、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ペネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱
五類感染症	【法】インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルス等感染症を除く。)、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症【省令】アメーバ赤痢、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、感染性胃腸炎、急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く。)、急性出血性結膜炎、急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ペネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)、クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎(侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症及び侵襲性肺炎球菌感染症を除く。)、ジアルジア症、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。))であるものに限り。)、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、先天性風しん症候群、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、薬剤耐性アシネトバクター感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症
新型コロナウイルス等感染症	新型コロナウイルス感染症、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症
指定感染症	該当なし
新感染症	該当なし
その他会社が認める感染症	疥癬、成人T細胞白血病、ウイルス性心外膜炎、伝染性単核球症、溶連菌感染による合併症

※「新型コロナウイルス感染症」罹患時の通院・自宅待機見舞金は、不担保です。

※ 少額短期保険業とは、保険業のうち、保険期間が2年以内の政令で定める期間以内であって、保険金額が1,000万円を超えない範囲内において政令で定める金額以下の保険のみの引受けを行う事業をいいます。メディカル少額短期保険(株)は2017年7月12日に登録した少額短期保険業者です(登録番号:関東財務局長(少額短期保険)第78号)。

お申込み方法

メディカル少額短期保険(株)の他の保険をご契約済みの方は、誠に申し訳ございませんが、この保険のお申込みをお受けいたしかねますのでご了承ください。ご不明な点は、メディカル少額短期保険(株) (0120-900358)までお問い合わせください。

インターネットでお申込みの場合

● 保険期間

申込日の翌日(契約日)午後4時～1年後の同日午後4時まで(1年間)

例)5月4日にお申込みの場合、保険期間は5月5日午後4時～翌年5月5日午後4時までとなります。

● 保険料のお支払い方法

クレジットカード決済(一括のみ)



パソコンでお申込みの場合

メディカル感染症ほけん

検索

<https://medical-ssi.force.com/apply?productid=13&agentid=M001>



スマホ等でお申込みの場合



※インターネットでのお申込みは、個人申込みとなります。(法人ではお申込みいただけません。)

用紙でお申込みの場合

● 保険期間

毎月1日(契約日)午後4時～1年後の同日午後4時まで(1年間)

● お手続き方法

以下の2点を引受保険会社メディカル少額短期保険(株)までご送付ください。

①「メディカル感染症ほけん」保険契約申込書 ②口座振替依頼書

※本パンフレットに同封の返信用封筒を使用すると到着まで3～4日かかりますので、余裕をもってご投函ください。

※法人でお申込みをご希望される場合は、取扱代理店までご連絡ください。

なお、被保険者の人数によっては、このパンフレットに記載された保険金額ではお引き受けできない場合がありますのでご注意ください。

● 申込書類締切日

契約月の前月25日必着

※申込書類締切日(契約月の前月25日(土日祝日の場合は翌営業日))を過ぎて書類が到着した場合は、申込書記載月の翌月1日～1年間とさせていただきます。

● 保険料のお支払い方法

口座振替

口座振替依頼書に記載の口座より、契約月の翌月27日(27日が休業日の場合は翌営業日)にお引き落としさせていただきます。

例)5月1日契約の場合、口座引き落とし日は6月27日となります。

保険契約の継続について

この保険は、保険期間の終期日を以て毎年自動継続いたします。終期日の約1ヵ月前までに「自動継続のご案内」をお送りいたしますので、継続しない場合は所定のお手続きをしてください。

※このパンフレットは「メディカル感染症ほけん」(正式名称:感染症保険)の概要についてご紹介したものです。お申込みにあたっては「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、引受保険会社または取扱代理店まで問い合わせください。

引受保険会社・お問い合わせ先・事故発生時のご連絡先

メディカル少額短期保険株式会社

東京都中央区新川2-22-2 新川佐野ビル4F



0120-900358

(土・日・祝日・年末年始休日を除く9:00～17:00)

E-mail info@medical-ssi.co.jp

取扱代理店

株式会社メディクプランニングオフィス

東京都中央区新川2-22-2 新川佐野ビル3F



0120-557512

(土・日・祝日を除く9:00～17:00)

「重要事項説明書」(契約概要・注意喚起情報のご説明)

この「重要事項説明書」は、保険商品の内容をご理解いただくための重要な事項(契約概要)と、お客様にとって不利益となる事項など、特に注意していただきたい事項(注意喚起情報)等を記載しております。記載事項はすべてお申込み前にご理解いただきたい大切な情報ですので、必ずお読みいただき、内容をご確認いただくとともに、ご契約後も大切に保管くださいますようお願い申し上げます。また、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款をご参照ください。

マークのご説明



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

1 商品の仕組み

この保険契約は、医療・福祉関連業務の従事者(医療・福祉施設に勤務する事務職員、その他の役職員を含む)の方の24時間の感染症罹患に対する保険金・見舞金の給付を目的としています。

2 補償の内容

「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない場合」は、下表の通りです。内容をご確認ください。

保険種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない場合
感染症 保険	被保険者が国内で、責任開始日以降かつ保険期間中に感染症を発病(注)し、その直接の結果として、発病日からその日を含めて180日以内に、死亡した場合。 お支払いする保険金:死亡保険金(60万円)	(1)責任開始日前にすでに感染症を発病しているとき。 (2)契約者または被保険者の故意または重大な過失により感染症を発病したとき。 (3)テロ行為により感染症を発病したとき。(その感染症が「保険金等をお支払いする場合」に記載された感染症であったとしても免責とします。) ※この保険の責任開始日は、初年度契約の契約日からその日を含めて10日を経過した日の午前0時とします。従って、責任開始日前に発病した場合は不担保とします。 ※保険期間中、一被保険者について入院見舞金および通院・自宅待機見舞金の支払額の合計額が80万円に達した場合、超過する金額は支払いません。 ※同一の感染症を保険期間中に2度以上発病した場合、2度目以降は不担保とします。 ※同時に2種類の感染症を発病した場合、見舞金の支払は重複しては行いません。
	被保険者が国内で、責任開始日以降かつ保険期間中に感染症を発病(注)し、その直接の結果として、発病日からその日を含めて180日以内に入院した場合。 お支払いする保険金:入院見舞金(日数に応じて7千~5万円)	
	被保険者が国内で、責任開始日以降かつ保険期間中に感染症を発病(注)し、その直接の結果として、発病日からその日を含めて180日以内に、通院または自宅待機をした場合。 お支払いする保険金:通院・自宅待機見舞金(日数に応じて7千~5万円) ただし、「新型コロナウイルス感染症」罹患時の通院・自宅待機見舞金は、不担保です。 (注)「感染症を発病」とは、医師により感染症と診断されることにより確定するものとし、「発病日」は、医師が感染症と診断するために行った検査の日と医師により感染症の治療が開始された日のいずれか早い日とします。但し、被保険者が死亡した後に感染症と診断された場合には、死亡した日を発病日とみなします。なお、「医師により感染症と診断」は、病原体に応じた検査による場合、他、症状などから明らかまたは強く疑われると医師が判断した場合を含むものとします。	

3 保険期間及び継続

保険期間は1年間とし、契約日または自動継続日から1年後の契約始期日時と同日同時刻までとします。
保険期間の満了に際しては、継続のご案内を送付します。当社またはご契約者様から、特段の申し出がない場合には、継続のご案内に記載したとおり、保険契約を自動継続させていただきます。ただし、継続契約に対する保険料をお支払いいただけなかった場合は、自動継続は取消しとします。

4 責任開始時期

初年度契約においては、保険始期日から始期日を含む10日間は不担保とし(免責期間)、10日を経過した日の午前0時から当社の責任を開始し、保険終期日の午後4時に終了いたします(2年度目以降の継続契約においては免責期間はありません)。

5 引受条件

この保険契約は、医療・福祉関連業務の従事者(医療・福祉施設に勤務する事務職員、その他の役職員を含む)の方個人でのご契約いただく保険です。これら以外の方を契約者または被保険者としてご契約いただくことはできませんので予めご注意ください。なお、保険金額および保険料はパンフレットをご覧ください。
当社は、保険業のうち、保険期間が2年以内の政令で定める期間以内であって、保険金額が一被保険者合計で1,000万円を超えない範囲^(注)内において政令で定める金額以下の保険のみの引受けを行う事業(少額短期保険業)を行います。
(注)1契約者当たりの上限は、保険区分毎に定められた1被保険者当たりの上限の100倍です。

6 保険料と払い込み方法

保険料は、パンフレットまたは保険契約申込書に記載されてお

り、一時払いのみお取り扱いいたします。
ご契約者様には、クレジットカード払い(WE Bサイトからお申し込みの場合)または口座振替(用紙でのお申込みの場合)により保険料を払い込みいただきます。
当社が指定する期日に保険料を払い込みいただけなかった場合で、払い込み猶予期間内にも保険料が払い込まれなかったときは、保険契約は失効となりますのでご注意ください。

7 契約内容の見直しについて



- ① 当社はこの保険種類の収支状況などの事情から、当社の定めるところにより、契約継続の際に保険料を増額または保険金額を減額することがあります。この場合、変更日の2か月前までに契約者に文書で通知の上、変更日から保険料率または保険金額を変更します。
- ② 当社はこの保険種類が不採算となり、収支の改善が見込めないときは、この保険種類の販売を取りやめ、保険契約の継続を取り扱わないことがあります。この場合、中止の2か月前までに契約者に継続を取り扱わない旨を文書で通知します。
- ③ 保険金等の支払事由発生率が予想を著しく超過するなど、当社の収支の改善が見込めないときは、保険期間中において保険契約の保険料を増額し若しくは保険金等の額を減額すること、または既に支払事由の生じた保険金の削減支払を行うことがあります。この場合、原則として変更日の2か月前までに契約者に通知します。

8 配当金



この保険契約には契約者配当金はありません。

9 解約



この保険契約は、いつでも将来に向かって解約することができます。この保険契約を解約した場合は、以下の算出式に基づいて計算した未経過期間の保険料(未経過保険料)を返還いたします。

$$\text{未経過保険料} = \text{一時払保険料(注)} \times \text{未経過期間} \div 12(\text{円未満切り捨て})$$

* 未経過期間は、解約日または消滅日から満了日までの月数とします。(月未満の端数は切り捨てます。)
(注) 一時払保険料とは、保険期間1年の保険契約の一時払保険料相当額をいいます。

10 クーリング・オフ



この保険契約は、契約期間が1年以内の為、クーリング・オフの対象ではありません。

11 告知義務および通知義務の内容



告知義務とはご契約の際に、危険に関する重要な事項(告知事項)などの当社がお尋ねする重要な事柄について、ありのままに報告していただく義務のことをいいます。ご契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失により事実を告知しなかったか、事実でないことを告知したとき(以下、「告知義務違反」といいます。)は、当社は保険契約を解除することができるものとします。

通知義務とはご契約の際に告知していただいた重要な事柄が、保険期間中に変更となった場合に、その変更内容(通知事項)を当社または代理店に通知いただく義務のことをいいます。
この保険契約における告知事項・通知事項は以下の通りです。

保険種類	告知事項	通知事項
感染症保険	被保険者の氏名・住所 被保険者の職業・勤務先	被保険者の職業・勤務先

12 保険契約者保護機構について



この保険契約は、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置の対象ではなく、また保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約に該当しません。

13 ご意見・苦情等のご連絡先



保険の内容等に関するご意見・苦情等については、以下のフリーアクセスで承ります。

メディカル少額短期保険(株) ☎0120-900-358
受付時間:9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始休日を除く)

14 指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」について



当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下のとおりです。

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8
HF八丁堀ビルディング2階
TEL 0120-82-1144
受付時間:月曜日から金曜日の9:00~12:00および
13:00~17:00(祝日および年末年始休業期間を除く)

15 補償重複に関する事項



補償内容が同様の他の保険契約等を被保険者またはそのご家族が締結されているときは、補償が重複して保険料が無駄になることがありますので、補償内容や保険金額等を確認して補償の要否をご判断のうえご契約ください。

16 個人情報の取り扱いに関するご案内



保険契約者は、メディカル少額短期保険株式会社(以下「当社」といいます。)に本契約に関する個人情報を提供いたします。当社は、本契約に関する個人情報を下記の目的の範囲内で利用する他、①から④の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別の非公開情報(機微(センシティブ)情報)については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的を限定しております。

- 保険契約のお引受・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払
 - 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - 当社並びに代理店の営業等に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - その他保険に関連・付随する業務
- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に提供すること
 - ② 保険金支払い、契約の維持・管理等の判断をするうえでの参考とするために、(一社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社と共同して利用すること(支払時情報交換制度)
 - ③ 当社と当社のグループ会社または当社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために共同して利用すること
 - ④ 契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること

詳しくは、メディカル少額短期保険株式会社のホームページ(<https://www.medical-ssi.co.jp/>)をご参照ください。

■ 支払時情報交換制度

当社は、(一社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは保険契約の解除、取消もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、(一社)日本少額短期保険協会ホームページ(<https://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。